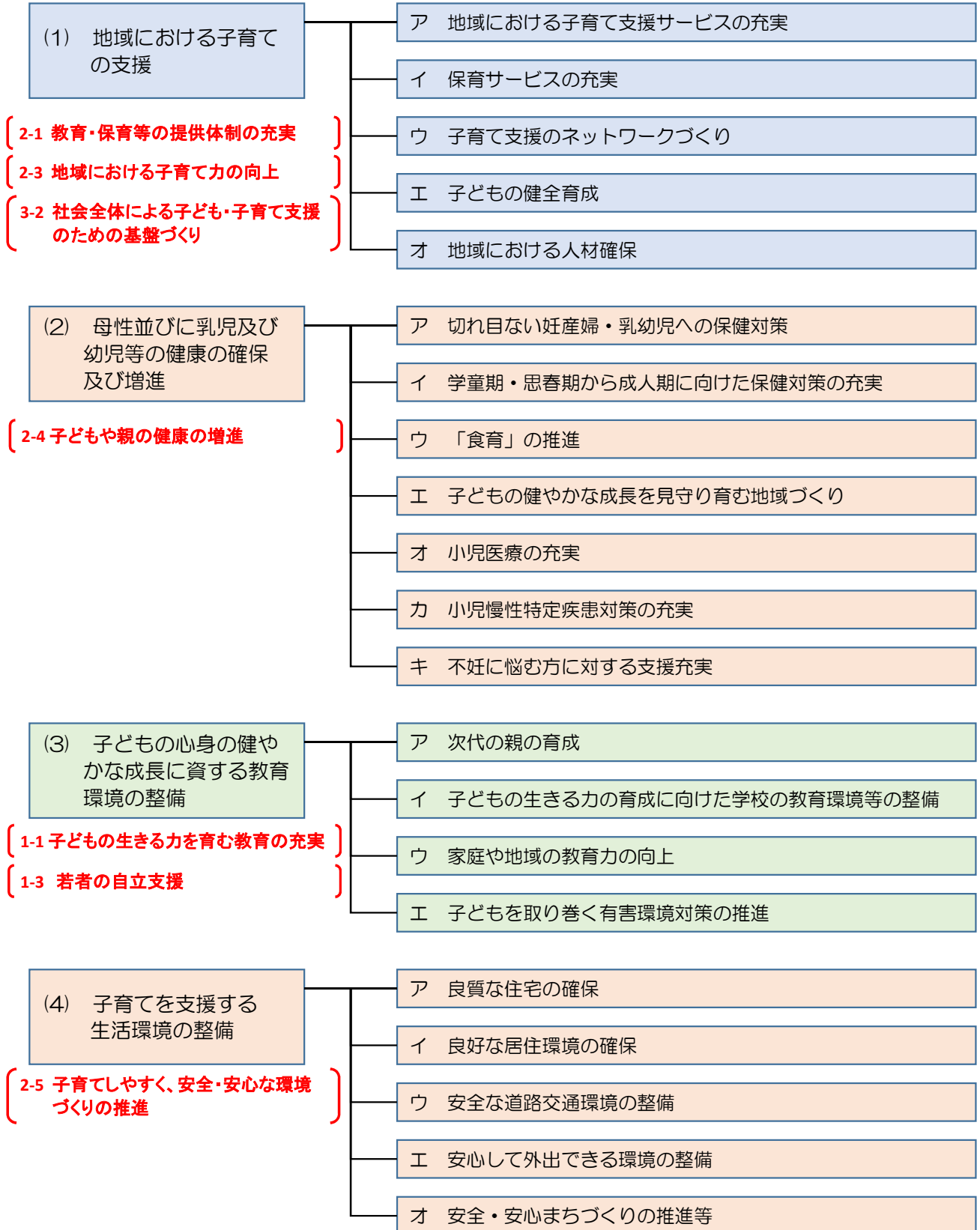


次世代育成支援対策推進法 行動計画策定指針（都道府県計画記載事項）

※〔 〕内は、各項目に対応する「子どもみらいプラン」の重点施策



(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進等（長時間労働の抑制支援）

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

〔 3-3 仕事と生活の調和 〕

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚支援、妊娠・出産等に関する正確な情報提供、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境整備など、ライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援

〔 3-1 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 〕

(7) 子どもの安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

〔 2-5 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進【再掲】 〕

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

ア 児童虐待防止対策の充実

イ 社会的養護体制の充実

ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の充実

エ 障害児施策の充実等

〔 1-2 子どもの育ちと学びに対する支援 〕

〔 2-2 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 〕